

説明書

委託業務名	「ふれあい人権フェスタ2025」企画運営業務委託		
履行期間	契約締結の日～ 令和8年1月9日（金）	履行場所	—
契約上限額 ※プロポーザル・企画 コンペ	2,360千円	説明会	令和7年6月23日（月） 9時00分～
仕様書等に対する質 問書 提出期限	令和7年6月25日（水） 17時まで	参加資格確認 申請書提出期 限	令和7年7月4日（金） 17時まで
提案書等提出期限	令和7年7月28日（月） 17時まで	プレゼンテー ション	令和7年8月4日（月） （予定）
最優秀提案者の決定	令和7年8月5日（火）（予定）		

1 参加資格確認申請書について

- (1) 参加希望者は、公告（又は公示）で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ア 参加資格確認申請書 1部
 - イ 企画コンペ参加申込書 1部
 - ウ 実績書 1部
- (2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等に対する質問について

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、「仕様書に対する質問書」に記入のうえ、電子メール又はファックスにより提出すること。質問提出後には、電話により到着確認を行うこと。
- (2) 質問に対する回答については、令和7年6月30日（月）までに、原則佐賀県ホームページに掲載する。

3 提案書及び添付資料について

- (1) 提出書類
 - ア 提案書（送付文）
 - イ 企画提案書（任意様式）【各8部】
 - カ 見積書（任意様式）【原本1部 コピー7部】

※見積価格は審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係がわかる内容を記載すること。
- (2) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
- (3) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
- (4) 提出は持参又は郵送による。
- (5) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (2) 1つの提案についてのプレゼンテーションの時間は20分程度（質疑応答含む）とする。

5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点^(※)が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から7日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本企画コンペの質問は、10の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 添付書類

- (1) 公示の写し
- (2) 委託業務仕様書
- (3) 参加資格確認申請書一式
- (4) 提案書の様式

(5) 仕様書等に対する質問書の様式

10 問い合わせ

担当課 佐賀県県民環境部人権・同和対策課 赤坂、竹本
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電話 0952-25-7063
ファックス番号 0952-25-7332
電子メールアドレス jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp

※技術点

評価基準の企画提案内容、イベントの開催実績、実施主体の適格性を合わせた点数